◎農地法の一部を改正する法律案新旧対照表 ○農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

資することを目的とする。	
業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に	
るための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農	
及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保す	する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。
よる地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、	講ずることにより、国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対
にすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者に	関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を
果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のもの	する者による農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用
貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が	地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用
来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における	来における国民のための限られた資源であることに鑑み、農地を農
第一条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将	第一条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将
(目的)	(目的)
附則	附則
第六章 罰則(第六十四条—第六十九条)	第六章 罰則(第六十四条—第六十八条)
第五章 雑則(第四十三条—第六十三条の二)	第五章 雑則(第四十三条—第六十三条)
第一章~第四章 〔略〕	第一章~第四章 〔略〕
目次	目次
現行	改正案

(定義)

2 第二条

[略]

[削る]

(定義)

第二条 〔略〕

2 [略]

3 以下同じ。)で 持分会社 規定する公開会社をいう。)でないものに限る。以下同じ。)又は 、公開会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第五号に 以下この項において同じ。 法律第百三十二号) あつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工そ この法律で 合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法(昭和二十二年 他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組 その法人の主たる事業が農業(その行う農業に関連する事業で (同法第五百七十五条第 「農地所有適格法人」とは、 次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。 第七十二条の十第一項第一号の事業を含む であること。 項に規定する持分会社をいう。 農事組合法人、 株式会社

ち、その移転後農林水産省令で定める一定期間内に株主又は社は社員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃存の法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しく

限る。) 又はその一般承継人(農林水産省令で定めるものに) を除く。) 又はその一般承継人(農林水産省令で定めるものに) 員となり、引き続き株主又は社員となつている個人以外のもの

くは移転することが確実と認められる個人を含む。) てその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しる許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地につい関し第三条第一項の許可を申請している個人(当該申請に対す関し第三条第一項の許可を申請している個人(当該申請に対する許別の法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地

確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。) 由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することとなることがと農業委員会が認めたもの及び農林水産省令で定める一定期 自により一時的にその法人の行う農業に常時従事することとなる その法人の行う農業に常時従事することとなる

[削る]

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 は、 永小作権、 及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合に 政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受け 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、 質権、 使用貸借による権利、 賃借権若しくはその他の使

> 委託を行つている個人 その法人に農作業(農林水産省令で定めるものに限る。)

十五号)第七条第三号に掲げる事業に係る現物出資を行つた農 その法人に農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六

地中間管理機構

地方公共団体、

以下同じ。)が理事等(農事組合法人にあつては理事、 にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員を その法人の常時従事者たる構成員(農事組合法人にあつては組 次号において同じ。 株式会社にあつては株主 農業協同組合又は農業協同組合連合会 の数の過半を占めていること。 持分会社にあつては社員をいう。 株式会社

兀 事すると認められるものであること。 業に必要な農作業に 常時従事者に限る。 その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用人(いずれも のうち、 年間に農林水産省令で定める日数以上従 人以上の者がその法人の行う農

4 き基準は、 前項第二号ホに規定する常時従事者であるかどうかを判定す 農林水産省令で定める。

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 は、 用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合に 永小作権、 政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受け 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、 質権、 使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使 又は地上権、

び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及

る場合 第四十六条又は第四十七条の規定によつて所有権が移転され

二 [略]

じ。)が設定される場合
「号)第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百三)第三十七条から第四十条までの規定によつて農地中間管理権

四~六 [略]

転される場合 ころによつて同法第四条第五項第一号の権利が設定され、又は移 九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めると七 農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号) 第十

七の二~十二 〔略〕

施によりこれらの権利を取得する場合 | 世界に関する法律第一号に掲げる事業の実別出て、農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業の実 | 一条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)が、 | 一条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)が、 | 一条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)が、

第二号に掲げる事業(以下これらを「信託事業」という。)を行三項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第七条十四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第

び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及

転される場合 第四十六条第一項又は第四十七条の規定によつて所有権が移

一 〔略〕

る農地中間管理権をいう。以下同じ。)が設定される場合(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定す一 第三十七条から第四十条までの規定によつて農地中間管理権

四~六 [略]

第一号の権利が設定され、又は移転される場合 農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第三項七 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた

七の二~十二 [略]

第一号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合らかじめ農業委員会に届け出て、農業経営基盤強化促進法第七条十三、農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあ

「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地中間管理機業経営基盤強化促進法第七条第二号に掲げる事業(以下これらを十四 農業協同組合法第十条第三項の信託の引受けの事業又は農

その委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりう農業協同組合又は農地中間管理機構が信託事業による信託の

十四の二~十六 〔略〕

2

一 [略]

[削る]

二 信託の引受けにより前号に掲げる権利が取得される場合

[削る]

三 [略]

有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合

十四の二~十六 [略]

前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又とができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又において農業協同組合とき、一条の五十第一項第一号に掲げる場合ることとなるとき、同法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十条第二項に規定する事業を行う農業協において農業協同組合工とにより第一号に掲げる場合において農業協同組合工とにより第一号に掲げる場合において農業協同組合工とにより第一号に掲げる場合により第一号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるとが第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるとがで第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるとができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又とができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又において農業協同組合とは、することができない。

[略]

うとする場合 - 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しよ

養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合四第一号に掲げる権利を取得しようとする者(農地所有適格法人三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合

五 [略]

四 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作四 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作、採草 スは養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第
二条第二項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草
は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようと
する場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようと
古書監強化促進法第四条第三項に規定する農業生産法人の同項
第二号ホに規定する常時従事者たる同項第三号に規定する構成
第二号ホに規定する常時従事者たる同項第三号に規定する構成
第二号ホに規定する常時従事者たる同項第三号に規定する構成
第二号ホに規定する常時従事者たる同項第三号に規定する構成
第二号ホに規定する常時従事者たる同項第三号に規定する構成
第二号ホに規定する常時従事者たる同項第三号に規定する構成
第二号ホに規定する常時従事者たる同項第三号に規定する構成
第二号ホに規定する常時従事者たる同項第三号に規定する構成
第二号ホに規定する常時従事者たる同項第三号に規定する構成
第二号ホに規定する場合を除く。)

[削る]

一、一、農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作、 「関係法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸 「日で。」の目的に供するため貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付 はようとする場合、その土地を水田裏作(田において稲を通常栽 できないため一時貸し付けようと はまる期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下 「同で。」の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所 「同じ。」の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所 「同じ。」の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所 「同じ。」の目的に供するため貸し付けようとする場合を除く。」

七 [略]

約において付されていること。
合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契の農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場一。これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてそ

の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経二 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他

4

[略]

[削る]

3

第一項の許可は、 条件を付けてすることができる。

[削る]

4

営を行うと見込まれること。

時従事すると認められること。 のうち、 使用人 (次条第 ては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあつ 一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常 一項第三号において「業務執行役員等」という。

る。 きは、 る見地から必要があると認めるときは、 る農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保す 場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域におけ 農業委員会は、前項の規定により第一 あらかじめ、 その旨を市町村長に通知するものとする。 項の許可をしようとすると 意見を述べることができ

5 第一項の許可は、 条件をつけてすることができる。

6 [略]

(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等)

第三条の二 る。 期限を定めて、 可を受けた者に限る。 設定を受けた者(前条第三項の規定の適用を受けて同条第 は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の 農業委員会は 必要な措置を講ずべきことを勧告することができ 次項第 次の各号のいずれかに該当する場合に 号において同じ。 に対し、 項の許 相当の

その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜

の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上

二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担

の下に継続的かつ安定的に農業経営を行つていないと認める場

合

等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事三。その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員

していないと認める場合

ない。
| 三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければなら|| 2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第

は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃貸借の解除をしないといないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用して一農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権

き。

又は採草放牧地の所有者に対し、当該農地又は採草放牧地について物率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農地取消しがあつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ、 農業委員会は、前条第三項第一号に規定する条件に基づき使用貸

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出

第三条の二 当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、 る 林 場 権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得し 市 水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存す 合 同項各号(第十二号及び第十六号を除く。)のいずれかに該 村 の農業委員会にその旨を届け出なければならない。 農地又は採草放牧地に ついて前条第一 項本文に掲げる 農 た

(農地の転用の制限)

第

四条 だし、 定 策 採草放牧地の農業上の効率的 都道府県知事等」という。 市 の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村 次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 村」という。)の区域内にあつては、 農地を農地以外のものにする者は、 かつ総合的 の許可を受けなければならない。 な利用の 都道府県知事 指定市町村の長。以下 確保に , (農地又は 関する施 (以下「指 た

·二 [略]

利用集積計画に定める利用目的に供する場合された同法第四条第五項第一号の権利に係る農地を当該農用地農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転三、農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた

せんその他の必要な措置を講ずるものとする。の所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定のあ

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出

する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。 とる市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。 を場合、同項各号(第十二号及び第十六号を除く。)のいずれかにた場合、同項各号(第十二号及び第十六号を除く。)のいずれかに第三条の三 農地又は採草放牧地について第三条第一項本文に掲げ

(農地の転用の制限)

だし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。た定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「指策放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は

一·二 [略]

利用集積計画に定める利用目的に供する場合された同法第四条第三項第一号の権利に係る農地を当該農用地農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転一農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた

兀 [~ 九 略

2

11

略

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動

の制限

第五条 合は、 設定し、 受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場 するため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を 牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。 この限りでない。 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放 又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を

略

法第四条第五項第 供 定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的 する 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条の規 ため当該農用地利用集 号の権利が設定され、 積 計 画 の定めるところによつて同 又は移転される場合 に

2 略

三~八

略

3 得する行為であつて、 るためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取 定 ため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの 「申請書が」とあるのは は、 第三条第三項及び第四項並びに前条第二項から第五項までの規 第一 項の場合に準用する。この場合において、 「申請書が、 「農地を農地以外のものにする行為」 農地を農地以外のものにする (農地を除く。) にす 同条第四 頃中

四 { 九 略

2 \(\) 略

第五条 受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場 設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可 するため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利 牧地以外のもの (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草 (農地を除く。 次項及び第四項において同じ。 0 制

放

[略]

合は、

この限りでない。

二 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九 法第四条第三項第 供するため当該農用地利用集積計画 定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目 略 一号の権利が設定され、 の定めるところによって 又は移転される場合 条の 的

2 三~八 略

3 定は、 得する行為であつて、」と、 るためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取 ため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にす 「申請書が」とあるのは 第三条第五項及び第六項並びに前条第二項から第五項までの 第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中 「申請書が、 「農地を農地以外のものにする行為」 農地を農地以外のものにする

の権利を取得するもの」と読み替えるものとする。とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれら

4·5 5 [略]

第六条から第十五条まで 削除

の権利を取得するもの」と読み替えるものとする。とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれ

4·5 [略]

(農地所有適格法人の報告等)

第六条 農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地 けるその法人及びその一般承継人についても、 有適格法人でない場合を含む。 草放牧地について同項本文に掲げる権利を承継した法人が農地所 該合併後存続する法人又は当該分割によつて当該農地若しくは採 は分割をした場合において 会に報告しなければならない。農地所有適格法人が農地所有適格法 畜の事業に供しているものは、 権利又は賃借権に係るものを除く。)をその法人の耕作若しくは養 同条第一項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による 有する農地若しくは採草放牧地(同条第三項の規定の適用を受けて 以下この項において同じ。)を所有し、又はその法人以外の者が所 草放牧地以外の土地であつたものその他政令で定めるものを除く。 法人が第三条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採 人でなくなつた場合(農地所有適格法人が合併によつて解散し 毎年、 事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員 当該合併によつて設立し 第七条第 農林水産省令で定めるところによ 項において同じ。 同様とする。 若しくは当 (その

格法人が第二条第三項各号に掲げる要件を満たさなくなるおそれ2 農業委員会は、前項前段の規定による報告に基づき、農地所有適

とを勧告することができる。
があると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきこ

所有権の譲渡しをする旨の申出があつたときは、これらの土地の所勧告を受けた法人からその所有する農地又は採草放牧地について 農業委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、そのとを勧告することができる。

(農地所有適格法人以外の者の報告等)

有権の譲渡しについてのあつせんに努めなければならない。

第六条の二 第三条第三項の規定により同条第一項の許可を受けて 農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな ところにより賃借権又は使用貸借による公告があつた 農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による公告があつた ところにより賃借権といるところにより賃借権といきがあった は、農林水産省令で定めるところにより同条第五項第四号に規定する者 は、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな ところにより賃借権の設定を受けた者、農業経営基盤強 は、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな によるな告があった は、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな によるな告があった は、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな によるな告があった は、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな によるな告があった。 ところにより同条第一項の許可を受けて は、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな によるな告があった。 ところにより同条第一項の許可を受けて は、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな は、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな は、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな は、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな は、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな は、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな は、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな ところにより同条第一項の許可を受けて

農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借一、 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつたは、その旨をそれぞれ当該各号に定める者に通知するものとする。 と 農業委員会は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとき

同意市町村の長の農林水産省令で定める場合 同法第十二条第一項に規定するの農林水産省令で定める場合 同法第十二条第一項に規定するの農林水産省令で定める場合 同法第十八条第二項第六号に規定す

の農林水産省令で定める場合 法第十八条第三 第十八条第二項第六号に規定する者が農地中間管理事業の推進 設定又は移転を受けた農地中間管理事業の推進に関する法律第 限る。) の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利 営基盤強化促進法第十八条第三項第四号の同意があつ に関する法律第十八条第五項第四号又は農業経営基盤強化促進 十八条第五項第四号に規定する者又は農業経営基盤強化促進法 による公告があつた農用地利用配分計画又は前号に規定する農 地利用集積計画(同法第十九条の二第 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定 項第三 |号に掲げる要件に該当しない場合その 農地中間管理機構 項の規定により農業経 たものに

る買収)(農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた場合におけ)

承継人の耕作若しくは養畜の事業に供されているものがあるときが所有する農地若しくは採草放牧地でその法人若しくはその一般採草放牧地があるとき、又はその法人及びその一般承継人以外の者採りなり、その法人若しくはその一般承継人が所有する農地若しくは第七条 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた場合に

の限りでない。

一定された使用貸借による権利又は賃借権に係るものについては、こ以外の土地であつたものその他政令で定めるもの並びに同条第三以外の土地であつたものその他政令で定めるもの並びに同条第三と条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地三条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地

した書類を縦覧に供しなければならない。

田の翌日から起算して一月間、その事務所で、これらの事項を記載地があると認めたときは、次に掲げる事項を公示し、かつ、公示の農業委員会は、前項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧

2

二 その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積一 その農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所

一その他必要な事項

できないときは、この限りでない。
で定める方法により探索を行つてもなおその者を確知することがない。ただし、相当な努力が払われたと認められるものとして政令ない。ただし、相当な努力が払われたと認められるものとして政令ない。ただし、相当な努力が払われたと認められるものとして政令ない。

第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに翌日から起算して三月間(当該期間内に第三条第一項又は第十八条該勧告の日(同条第三項の申出があつたときは、当該申出の日)のの根定による勧告に係るものであるときは、当

定による公示をしないものとする。 対する処分がないときは、 その処分があるまでの間) 第 一項の規

5

- ならない。 あると認められるときは、 たすに至つた旨の届出があり、 牧地につき第二項の規定により公示をした場合において により当該法人から第二条第三項各号に掲げる要件のすべてを満 日の翌日から起算して三月以内に農林水産省令で定めるところ 農業委員会は、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放 遅滞なく、 かつ、 その公示を取り消さなければ 審査の結果その届出が真実で その公示
- 7 6 なければならない。 出が真実であると認められないときは、 農業委員会は、 前項の規定による届出があり、 遅滞なく 審査の結果その届 その公示に係る その旨を公示し
- 8 者又はこれらの土地について所有権以外の権原に基づく使用及び 農地又は採草放牧地については、 しない。 第二項の規定により公示された農地若しくは採草放牧地の所有 第五項の規定により公示が取り消されたときは、 国は、 第一項の規定による買収を
- のその公示に係る農地又は採草放牧地については、その公示の日) よる届出があり、 収益をさせている者が、その公示に係る農地又は採草放牧地につ 翌日から起算して三月以内に、農林水産省令で定めるところによ 第五項に規定する期間の満了の日(その日までに同項の規定に 所有権の譲渡しをし これにつき第六項の規定による公示があつた場合 地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、

り

でこれに対する処分がないときも、その処分があるまでは、同様と第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後ま第一項の規定による買収をしない。当該期間内に第三条第一項又は、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の便用貸借の解除をし、若しくは合意による解約をし、賃貸借の解除使用貸借の解除をし、若しくは合意による解約をし、賃貸借の解除

有権の譲渡しについてのあつせんに努めなければならない。あつた場合は、前項の期間が経過するまでの間、これらの土地の所る農地又は採草放牧地について所有権の譲渡しをする旨の申出が農業委員会は、第一項の法人又はその一般承継人からその所有す

9

する。

(農業委員会の関係書類の送付)

る場合には、これらの権利の種類並びにこれらの権利を有する者に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利があ当権がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権三 その農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵

の氏名又は名称及び住所

2 農業委員会は、前項の書類を送付する場合において、買収すべき を通知しなければならない。

(買収令書の交付及び縦覧)

者に、その謄本をその農業委員会に交付しなければならない。記載した買収令書を作成し、これをその農地又は採草放牧地の所有記載されたところに従い、遅滞なく(同条第二項の規定による通知)の規定、農林水産大臣は、前条第一項の規定により送付された書類に

二買収の期日

前条第一項各号に掲げる事項

三対価

合には、その旨) 四 対価の支払の方法(次条第二項の規定により対価を供託する場

五 その他必要な事項

できない場合には、その内容を公示して交付に代えることができて、農林水産大臣は、前項の規定による買収令書の交付をすることが

る。

日間、その事務所でこれを縦覧に供しなければならない。その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十一での旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十二、農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、

(対価)

- 託することができる。 3 国は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合にも対価を供
- き者がその受領を拒んだとき。一一対価の支払の提供をした場合において、対価の支払を受けるべ

四 差押え又は仮差押えにより対価の支払の禁止を受けた場合

地の所在地の供託所にするものとする。
4 前二項の規定による対価の供託は、買収すべき農地又は採草放牧

(効果)

国が取得する。

国が取得する。

国が取得する。

国が取得する。

国が取得する。

国が関収令書に記載された買収の期日までにその買収令第十一条 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令第十一条 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令第十一条 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令

- の権利を行うことができる。は、前条第二項又は第三項の規定により供託された対価に対してそり、前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者
- 達した時を国が対価の支払をした時とみなす。 十二年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により、対価の支 十二年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により、対価の支

(附帯施設の買収)

2 第八条から前条までの規定は、前項の規定による買収をする場合に準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「その農地区が工作をの所在、地番、地目及び面積」とあるのは、「土地区が採草放牧地の所在、地番、地目及び面積」とあるのは、「土地区が、大の使用に関する権利についてはその商積、立木についてはその樹地のが、大の使用に関する権利についてはその内容」と読み替えるものが、大の使用に関する権利についてはその内容」と読み替えるものが、大の使用に関する権利についてはその内容」と読み替えるものが、大の使用に関する権利についてはその内容」と読み替えるものが、大の使用に関する権利についてはその内容」と読み替えるもの場合に関する権利に対している。

(登記の特例)

成十六年法律第百二十三号)の特例を定めることができる。 る場合の土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法(平第十三条 国が第七条第一項又は前条第一項の規定により買収をす

(立入調査)

第十四条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第三十五条第一|

(農地又は採草放牧地の賃貸借の更新)

できないため、一時賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前第十七条 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある 第

ができる。
の事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることに規定する推進委員をいう。次項において同じ。)又は職員に法人に規定する推進委員をいう。次項において同じ。)又は職員に法人項するため必要があるときは、委員、推進委員(同法第十七条第一項項の規定による買収を

の身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければなら2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、そ

れたものと解してはならない。 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認め

ない。

(承継人に対する効力)

交付を受けた者の承継人に対してもその効力を有する。する場合を含む。)の規定による買収令書の交付は、その通知又はむ。)の規定による通知及び第九条(第十二条第二項において準用第十五条 第八条第二項(第十二条第二項において準用する場合を含

(農地又は採草放牧地の賃貸借の更新)

できないため、一時賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることが場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前第十七条 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある

借 地 推 項 \mathcal{O} 化 \mathcal{O} 1 満 によつて設定された農地中間管理権に係る賃貸借、 利用 、借権に係る賃貸借については、この限りでない。 進 第 定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第五 促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画 期間 「了の六月前から一月前まで) の間に、相手方に対して更新をしな をしたものとみなす。ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でそ 旨 に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用 0 配 号に規定する利用権に係る賃貸借及び農地中 が 通知をしないときは、従前の賃貸借と同一 分計画の定めるところによつて設定され、 年未満であるもの、第三十七条から第四十条までの規定 の条件で更に賃貸 又は移転された 農業経営基盤強 間管理事業の

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)

該当する場合は、この限りでない。ただし、次の各号のいずれかにしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかにし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をころにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除を第十八条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めると

√ 三 〔略〕

〔削る〕

賃借権に係る賃貸借については、この限りでない。 地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転され 推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用 項 \mathcal{O} 化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計 によつて設定された農地中間管理権に係る賃貸借、農業経営基盤強 \mathcal{O} 借をしたものとみなす。ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でそ 11 満了の六月前から一月前まで)の間に、相手方に対して更新をしな 第一号に規定する利用権に係る賃貸借及び農地中間管理事 期間が一年未満であるもの、第三十七条から第四十条までの規定 旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同 定めるところによつて設定され、又は移転された同 一の条件で更に賃貸 法第四 四条第三. 業

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)

該当する場合は、この限りでない。
しない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかにし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をころにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除を第十八条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めると

一~三 [略]

兀 て設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地又 採草放牧地を適正に利用してい 農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に 一条第一 項 0) 規 定 適用 を受け ない と認められる場合に 同 条第 項 の許 を受け

[削る]

兀 略

2 前項の許可は、 次に掲げる場合でなければ、してはならない。

5 应 [略]

五. 等がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべ 0 き農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜 貸人がその法人の構成員でなくなり、その賃貸人又はその世帯員 る農業生産法人の同項第三号に規定する構成員となつている賃 事業を行うことができると認められる場合 賃借人である農業経営基盤強化 促進法第四条第三項に規定す

六 略

3 7 [略]

8 業の推進に関する法律第十八条第二項第五号に規定する条件を除 農地又は採草放牧地の賃貸借に付けた解除条件(農地中間管理)又は不確定期限は、 付けないものとみなす。 事

け出て行われる場合

Ŧī.

認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあ 項第六号に規定する者に設定された賃借権に係る賃貸借の解除 農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第十八条第1 かじめ農業委員会に届け出て行われる場合 農業経営基盤強化促進法第十 一その者がその農地又は採草放牧地を適正に利用して 九条の規定による公告が んあつた

六 下略

2 前項の許可は、 次に掲げる場合でなければ、してはならない。

— 〈 四 [略]

Ŧī. 又は養畜の事業を行うことができると認められ に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作 の世帯員等がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業 ている賃貸人がその法人の構成員でなくなり、その賃貸人又はそ に必要な農作業に常時従事すると認められる場合 つた場合並びに賃借人である農地所有適格法人の構成員となつ 賃借人である農地所有適格法人が農地所 有適格法人でなくな か その

六 [略]

3 { 7 下略

8 件を除く。)又は不確定期限は、 管理事業の推進に関する法律第十八条第二項第五号に規定する条 号 農地又は採草放牧地の賃貸借に付けた解除条件 農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号及び農地中間 付けないものとみなす。 (第三条第三項

(強制競売及び競売の特例

第二十二条 〔略〕

を申し入れなければならない。
し、その土地を政令で定めるところにより算出した額で買い取る旨除いて、次の入札又は競り売りを実施すべき日までに、裁判所に対
2 農林水産大臣は、前項の申出があつたときは、次に掲げる場合を

を超える場合する買受可能価額が当該政令で定めるところにより算出した額一 民事執行法 (昭和五十四年法律第四号) 第六十条第三項に規定

二~四 [略]

額は、同項の政令で定めるところにより算出した額とする。 高価買受申出人となつたものとみなす。この場合の買受けの申出の3 前項の申入れがあつたときは、国は、強制競売又は競売による最

(公売の特例)

た額で買い取るべき旨の申出をしたときは、農林水産大臣は、同項り行政庁が、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に対地又は採草放牧地について買受人がない場合に、当該滞納処分を行地スは採草放牧地について買受人がない場合に、当該滞納処分を行い、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に対し、国がその例による滞納処分を含む。)により公売に付された農第二十三条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)による滞

(強制競売及び競売の特例

第二十二条 〔略〕

2

額で買い取る旨を申し入れなければならない。し、その土地を第十条第一項の政令で定めるところにより算出した除いて、次の入札又は競り売りを実施すべき日までに、裁判所に対験林水産大臣は、前項の申出があつたときは、次に掲げる場合を

算出した額を超える場合する買受可能価額が第十条第一項の政令で定めるところによりする買受可能価額が第十条第一項の政令で定めるところにより民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第六十条第三項に規定

二~四 [略]

(公売の特例)

した額で買い取るべき旨の申出をしたときは、農林水産大臣は、前りているがその土地を第十条第一項の政令で定めるところにより算出し、国がその土地を第十条第一項の政令で定める手続に従い、農林水産大臣に対地又は採草放牧地について買受人がない場合に、当該滞納処分を行い、といり、というに付された農第二十三条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)による滞第二十三条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)による滞

その土地を買い取る旨を申し入れなければならない。第二号から第四号までに掲げる場合を除いて、その行政庁に対し、

2 (略

(買い取つた農地又は採草放牧地の管理)

ところにより、農林水産大臣が管理する。 基づく申出により買い取つた農地又は採草放牧地は、政令で定める第四十五条 国が第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定に

2 [略]

(売払い)

第四十六条 〔略〕

[削る]

は、農林水産省令で定めるところにより、これを売り払い、又はその農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めたときる農地又は採草放牧地について、政令で定めるところにより、土地第四十七条 農林水産大臣は、第四十五条第一項の規定により管理す

所管換若しくは所属替をすることができる。

に対し、その土地を買い取る旨を申し入れなければならない。条第二項第二号から第四号までに掲げる場合を除いて、その行政庁

2 (略)

(買収した土地、立木等の管理)

令で定めるところにより、農林水産大臣が管理する。
に基づく申出により買い取つた土地、立木、工作物及び権利は、政り買収し、又は第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の規定第四十五条 国が第七条第一項若しくは第十二条第一項の規定によ

2 [略]

(売払い)

第四十六条

略

ける者に併せて売り払うものとする。 帯施設があるときは、これをその農地又は採草放牧地の売払いを受業上の利用のため第十二条第一項の規定により併せて買収した附2 前項の規定により売り払う農地又は採草放牧地について、その農

又はその所管換若しくは所属替をすることができる。 たときは、農林水産省令で定めるところにより、これを売り払い、り、土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め 3土地、立木、工作物又は権利について、政令で定めるところによ第四十七条 農林水産大臣は、第四十五条第一項の規定により管理す

(公簿の閲覧等)

ことができる。書を閲覧し、又はその謄本若しくは登記事項証明書の交付を受けるついて、この法律による買取り又は裁定に関し、無償で、必要な簿第四十八条 国又は都道府県の職員は、登記所又は市町村の事務所に

(立入調査)

ることができる。 第四十九条 農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長は、こ 第四十九条 農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長は、こ

2~6 [略]

(不服申立て)

第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限表定に係る農地の所有者等を確知することができないことにより服の理由とすることができない。ただし、第四十一条第二項においての不服の理由とすることができない。ただし、第四十一条第二項においての不服をその処分についての不能ができない。) の裁定についての審査請求においては、第五十三条 第三十九条第一項(第四十一条第二項において読み替え

(公簿の閲覧等)

受けることができる。要な簿書を閲覧し、又はその謄本若しくは登記事項証明書の交付をついて、この法律による買収、買取り又は裁定に関し、無償で、必第四十八条 国又は都道府県の職員は、登記所又は市町村の事務所に

(立入調査)

くは移転させることができる。 職員に他人の土地又は工作物に立ち入つて調査させ、測量させ、又 職員に他人の土地又は工作物に立ち入つて調査させ、測量させ、又 第四十九条 農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長は、こ

2~6 [略]

(不服申立て)

九条第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る農地の所有者等をついての不服をその処分についての不服の理由とすることができないでの不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第四十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の裁定にい。ただし、第四十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の裁定にかい。ただし、第四十一条第二項において満み替えて準用する場合を第五十三条 第九条第一項(第十二条第二項において準用する場合を

りでない。

2 略

3 は 審査請求をすることができない。 項 の規定により 裁定の 申 請をすることができる処分について

4 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十二条の規

4

できる処分についても、

同様とする。

再 定 :調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。 は、 前項の処分につき、 処分をした行政庁が誤つて審査請求又は

借賃等の額の増減の訴え

第五十五条 賃又は補償金に係る処分のあつた日から六月を経過したときは、こ をもつて、 限りでない。 その増減を請求することができる。 次に掲げる借賃又は補償金の額に不服がある者は、訴え ただし、これらの借

[削る]

. 略

2 に 前項第 おいては農地中間管理機構又は第四十一条第 有者等を、同項第二号に掲げる補償金の額についての同項の訴え 地中間管理機構又は第三十七条の規定による申請に係る農 一号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおいては 項の規定による 地 \mathcal{O}

> 起することができない場合は、 確知することができないことにより第五十五条第 この限りでない。 項 Ô 訴えを提

略

3 2

をすることができない。 第七条第二 項又は第六項の規定による公示については、審査請求 前項の規定により裁定の申請をすることが

る。 又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用 定は、前項後段の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十二条の規

(対価等の額の増減の訴え)

第五十五条 は、 れらの対価、借賃又は補償金に係る処分のあつた日から六月を経過 たときは、この限りでない。 訴えをもつて、 次に掲げる対価、 その増減を請求することができる。 借賃又は補償金の額に不服がある者 ただし、

第九条第 に規定する対価 項 第 二号(第十二 一条第一 一項において準用する場合を

略

含む。

2 0) は農地中間管理機構又は第三十七条の規定による申請に係る農地 国を、同項第二号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおい 前項 所有者等を 第 号に掲げる対価の 同項第三号に掲げる補償金の額についての同項の訴 額につい ての同項の訴えにおいては

申請に係る農地の所有者等を、それぞれ被告とする。

[削る]

[削る]

第五十七条 削除

る申請に係る農地の所有者等を、それぞれ被告とする。 えにおいては農地中間管理機構又は第四十一条第一項の規定によ

合においては、第十条第三項の規定を準用する。 国は、その増額に係る対価を供託しなければならず、また、この場おいて準用する場合を含む。)の規定により供託されているときは、おいて準用する場合を含む。)の規定により供託されているときは、お一項第一号に掲げる対価につきこれを増額する判決が確定し

いて準用する。 4 第十一条第二項の規定は、前項の規定により供託された対価に

(換地予定地に相当する従前の土地の指定)

第五十七条 はその土地の部分に相当する従前の土地又は土地の部分を地目、地 八条第一項の規定によつて、換地処分の発効前に従前の土地に代え 項若しくは土地区画整理法 同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四第 画整理若しくは土地改良法に基づく土地改良事業に係る規約又は 第百二十号) 第三条第一項若しくは第四条第一 号)に基づく耕地整理、 ときは の買収の対象となるべき農地を明らかにするため特に必要がある て使用又は収益をすることができるものとして指定された土地又 項において準用する場合を含む。) 若しくは第八十九条の二第六 農林水産大臣は、 第七条第一項の規定による買収をする場合において、 土地区画整理法施行法(昭和二十九年法律 旧耕地整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) (明治四十二年法律第三十 項に規定する土地区 第九十

(指示及び代行)

第五十八条 十号並びに第二項各号に掲げるものを除く。)の処理に関し、農業 要があると認めるときは、 委員会に対し、 第六十三条第 第十二号、 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必 第十三号、第十五号、第十六号、 必要な指示をすることができる。 項 第 号 この法律に規定する農業委員会の事務 から第四号まで 第六号 第十九号及び第二 から 第十号ま

2 同じ。 及び第十七号から第十九号までに掲げるものを除く。次項において \mathcal{O} と認めるときは、この法律に規定する都道府県知事又は指定市町村 必要な指示をすることができる。 長の事務 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要がある) の処理に関し、 (第六十三条第一 都道府県知事又は指定市町村の長に対し、 項 第 号 第五号、 第七号、 第十一号

3 • 4 〔略〕

(特別区等の特例)

員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区(総合区を含のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市(農業委第六十一条)この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区

積、土性等を考慮して指定することができる。

の内容を遅滞なく農業委員会に通知しなければならない。
2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、その指

(指示及び代行)

第五十八条 業委員会に対し、 十一号並びに第二項各号に掲げるものを除く。)の処理に関し、 で、 要があると認めるときは、 (第六十三 第十三号、 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必 一条第 第十四号、 必要な指示をすることができる。 項第一 一号から第五号まで 第十六号、第十七号、第二十号及び第二十号及び第二十号を この法律に規定する農業委員会の事務 第七号から第十 号ま

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要がある2 農林水産大臣は、この法律に規定する都道府県知事又は指定市町村の長に対し、必要な指示をすることができる。

3 • 4 〔略〕

(特別区等の特例)

は特別区又は特別区の区長に、指定都市(農業委員会等に関する法にあつては、第三条第四項を除く。)は、特別区のある地にあつて第六十一条。この法律中市町村又は市町村長に関する規定(指定都市

に適用する。とされたものを除く。)にあつては区又は区長(総合区長を含む。)とされたものを除く。)にあつては区又は区長(総合区長を含む。)む。以下この条において同じ。)ごとに農業委員会を置かないこと

(事務の区分)

定受託事務とする。
以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法こととされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの第六十三条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理する

[削る]

一~十六 〔略〕

---により都道府県等が処理することとされている事務 (第一号、第十七) 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定

ている事務(第一号及び第七号に掲げる事務に係るものに限る。)十八 第五十一条の規定により都道府県等が処理することとされて号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。)

2 [略]

十九・二十

略

[削る]

く。)にあつては区又は区長(総合区長を含む。)に適用する。おいて同じ。)ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除律第四十一条第二項の規定により区(総合区を含む。以下この条に

(事務の区分)

定受託事務とする。
以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法こととされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの第六十三条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理する

る事務(同項の規定により農業委員会が処理することとされてい第三条第四項の規定により市町村が処理することとされてい

二~十七 [略]

る事務を除く。

八号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。)により都道府県等が処理することとされている事務(第二号、第十八 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定

ている事務(第二号及び第八号に掲げる事務に係るものに限る。)十九 第五十一条の規定により都道府県等が処理することとされ

二十·二十 [略]

2 [略]

(運用上の配慮)

第六十三条の二 この法律の運用に当たつては、我が国の農業が家族

第六十八条 [削る] 届出をした者は、十万円以下の過料に処する。 第三条の二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の 第六十九条 第六十八条 農業経営、法人による農業経営等の経営形態が異なる農業者や様々 届出をした者は、十万円以下の過料に処する。 の報告をした者は、 和を図りつつ農業上有効に利用されるよう配慮しなければならな 重するとともに、 担われていること等を踏まえ、農業の経営形態、経営規模等につい な経営規模の農業者など多様な農業者により、及びその連携の下に ての農業者の主体的な判断に基づく様々な農業に関する取組を尊 第三条の三の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の 第六条第一項の規定に違反して、報告をせず、 地域における貴重な資源である農地が地域との調 三十万円以下の過料に処する。

又は虚偽

(定義) 第四条 [略] 2 [略] 2 [略] 2 [略] 2 [略] 2 [略] 3 この法律において「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社(公開会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第五号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。以下この項において同じ。)で、次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。 一 その法人の主たる事業が農業(その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工そあつて農産を物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う株業及び農事組の相農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う農業に関連する事業であっては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を、持分会社にあっては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数の過半を占めているものであること。	改正案
2 第四条 (定義) [略]	
	現
	行

在、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下に は、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下に での移転後農林水産省令で定める一定期間内に株主又は社員となり、引き続き株主又は社員となつている個人以外のものを除るり、引き続き株主又は社員となつている個人以外のものを除る。) 「その法人に農用地について所有権若しくは使用収益権(地上社をさせている個人

確実と認められる個人を含む。) を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することががあり、近くその許可に係る農用地についてその法人に所有権があり、近くその許可に係る農用地についてその法人に所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し農地法第本の移転又は使用及び収益をさせるため農用地について所有

している個人 している個人 している個人 している個人 している個人 している個人 で当該農用地について使用貸借による権利又は賃借権を設定 第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。) 第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。) に基づく使用及び収益をさせている農地中間管理機構(農地中に基づく使用及び収益をさせている農地中間管理機構(農地中に基づく使用及び収益をさせている機構を設定している個人

療養、就学、公選による公職への就任その他農林水産省令で定かるの法人の行う農業に常時従事する者(疾病又は負傷による

従事者」という。) によると認められる者を含む。以下この項及び次項において「常時となると認められるもの及び農林水産省令で定める一定期間となると認められるもの及び農林水産省令で定める一定期間となると認められるもの及び農林水産省令で定める一定期間となると認められる者を含む。以下この項及び次項において「常時となると認められる者を含む。以下この項及び次項において「常時となると認められる者を含む。以下この項及び次項において「常時という。)

委託を行つている個人 その法人に農作業(農林水産省令で定めるものに限る。)の

つた農地中間管理機構トーその法人に第七条第三号に掲げる事業に係る現物出資を行った。

チ 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

こと。 一その法人の常時従事者たる構成員(農事組合法人にあつては組 一を過去した。)の数の過半を占めている 一では取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。次 では取締役、持分会社にあつては株主、持分会社にあつては社員をい こと。

事すると認められるものであること。 業に必要な農作業に一年間に農林水産省令で定める日数以上従常時従事者に限る。)のうち、一人以上の者がその法人の行う農「その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用人(いずれも

き基準は、農林水産省令で定める。 4 前項第二号ホに規定する常時従事者であるかどうかを判定すべ

〔新設〕

5

「略

(農業経営基盤強化促進基本方針

第五条 〔略〕

3 2

条第一 外 地 協 第 事 進 る農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による (百号) 域として農地中間管理機構が行う第七条各号に掲げる事業の実 議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限る。第十七 の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われてい 項のほか、 する必要があると認めるときは、基本方針に、 業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促 都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため 一項において「市街化区域」という。 第七条第一項の市街化区域と定められた区域 当該都道府県の区域 (都市計画法 を除く。 (昭和四十三年法律 前項各号に掲げる (当該区域以 を事業実施 12 3

3

3 [略]

(農業経営基盤強化促進基本方針

第五条 〔略〕

2 [略]

管理 施に関する事項を定めるものとする 地域として農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法 条第二項において「市街化区域」という。 協議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限る。第十七 外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われてい 第百号) 第七条第 事項のほか、当該都道府県の区域(都市計画法 進する必要があると認めるときは、 農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促 律 る農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による 都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため 機 成 構をいう。 十五年法律第百 以下同じ。 一項の市街化区域と定められた区域 号) が行う第七条各号に掲げる事業の 第 基本方針に、 一条第四項に規定する農地中間 を除く。 (昭和四十三年法 前項各号に掲げる (当該区 を事業実施 域以

4~7 [略]

4 5 7

略

施

に関する事項を定めるものとする。

七

条

農地中間管理機構

は、基本方針に第五条第三項に規定する事

地中間管理

機構

の事業の特例

項

が定められたときは、

農地中間管理事業

(農地中間管理事業の推

(農地中間管理機構の事業の特例)

項が定められたときは、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推第七条 農地中間管理機構は、基本方針に第五条第三項に規定する事

- 36 -

以下同じ。)のほか、次に掲げる事業を行う。進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。

·二 [略]

株主に計画的に分割して譲渡する事業 「関い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い で増加しようとする農業生産法人に対し農地売買等事業により を増加しようとする農業生産法人に対し農地売買等事業により を増加しようとする農業生産法人に対し農地売買等事業により を増加しようとする農業生産法人に対し農地売買等事業により を増加しようとする農業生産法人に対し農地売買等事業により を増加しようとする農業生産法人に対し農地売買等事業により ではつて設立され、又は資本 大きに計画的に分割して譲渡する事業

四〔略

(農業生産法人の要件の特例)

第十 する社員」とあるのは 事 同 事 又は第十三条第二項に規定する認定計画に従つてその法人に出資 業者等」という。)に該当する株主」と、 ている同項に規定する関連事業者等 |号中「次に掲げる者に該当する株主」とあるのは「次に掲げる者 業者等についての第四条第三項第二号の規定の適用については、 る措置として認定農業者に出資している場合における当該関連 应 条 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三 「次に掲げる者又は関連事業者等に該当する (以下この号において 「関連 「次に掲げる者に該当 |項に規定

社

員

とする。

以下同じ。)のほか、次に掲げる事業を行う。進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。

·二 [略]

組 出 事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現 定する農地所有適格法 次条第三項第二号において同じ。)に従つて設立され、 項の規定による変更の認定があつたときは、 合員、 |増加しようとする農地所有適格法人(農地法第二条第三 一資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画(第十三条第 社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業 人を い う。 以下 一同じ。 その変更後のもの。 に対し農地売買等 又は資 一項に規

四〔略

農地法の特例)

第十四 業者等」という。)に該当する株主」と、 ている同項に規定する関連事業者等(以下この号において 号)第十三条第一 掲げる者又は農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五 事業者等についての農地法第二条第三項第二号 する措置として認定農業者に出資している場合における当該 る社員」とあるのは いては、同号中 _ 条 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三 「次に掲げる者に該当する株主」とあるのは |項に規定する認定計画に従つてその法人に出資し 「次に掲げる者又は関連事業者等に該当する社 「次に掲げる者に該当す の規定の適用につ 一項に規 「関連 「次に 関

2 る当該 する認定計画に従つてその法人の理事等」と、「次号及び第十四条 ては、 法 を に る措置として、関連事業者等の役員が認定農業者の農業経営の 寄与する者として当該認定農業者の理事等を兼ねる場合におけ 人に出資しているものに限る。)の役員が理事等」とする。 兼ねる同項に規定する関連事業者等(当該認定計画に従つてその |項において同じ。)」とあるのは 項 同号中「が理事等」とあるのは「又は第十三条第二項に規定 理事等につい の場合におい て、認定計画に従つて第十二条第三 ての第四条第三項 「以下この号において同じ。) 第三号の規定の 適用につい 一項に規定す 改 善

(公庫が行う貸付け)

できる。
できる。
できる。
できる。
のか、公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法第十四条の六、公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法第十四条の六、公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法

一〔略

の金融機関で政令で定めるものをいう。第十四条の八第二項にお行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他(農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ二 認定就農者に対する青年等就農資金の貸付けを行う融資機関

員」とする。

2 に限る。)の役員が理事等」とする。 関連事業者等(当該認定計画に従つてその法人に出資しているもの とあるのは「以下この号において同じ。)を兼ねる同項に規定する 認定計画に従つてその法人の理事等」と、 あるのは「又は農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する 等についての同号の規定の適用については、同号中 に寄与する者として当該認定農業者の理事等 第三号に規定する理 る措置として、関連事業者等の役員が認定農業者の農業経営の改 前項の場合において、認定計画に従つて第十二条第三項に規定 事等をいう。 を兼ねる場合における当該理 「次号において同じ。 (農地法第 「が理事等」と 一条第三 項

(公庫が行う貸付け)

できる。

できる。

できる。

できる。

できる。

できる。

できる。

できる。

一 [略]

業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるも「第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一一認定就農者に対する青年等就農資金の貸付けを行う融資機関

行うこと。 いて同じ。)に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付け を

2 3 [略]

(農用地利用集積計画の作成)

第十八条 略

する。 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるもの لح

略

番

地目及び面積

前号に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、 地

(農用地利用集積計画の作成)

2

3

下略

付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。 のをいう。第十四条の八第二項において同じ。

に対し、

当該貸

第十八条 [略]

2 する。 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるもの

[略]

理機構、 地目及び面積 使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、 者を除く。 常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管 を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に 前号に規定する者が利用権の設定等(その者が利用権の設定等 農業協同組合、 第六号において同じ。 農業協同組合連合会その他政令で定める である場合には 賃借権又は

三分五 [略]

三 5 五 [削る]

[略]

七 認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件 利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していない う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認めら れない者である場合には 第一号に規定する者が利用権の設定等を受けた後において行 [略] その者が賃借権又は使用貸借による権

六

下略

3 ば ならない。 用 地利用: 集 積計 画は、 次に掲げる要件に該当するものでなけ

略

員 うと認められること。 合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、 第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連 定等を受ける場合、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業 地を含む。 に限る。)が当該農業生産法人に前項第二号に規定する土地につ によつて利用権の設定を受ける場合、同法第十一条の五十第一項 を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施 ることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用 .て利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合そ 他政令で定める場合にあつては、この限りでない。 業又は第七条第一号に掲げる事業の実施によつて利用 前 社員又は株主 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 項第一号に規定する者が、利用権の設定等を受けた後にお)の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行 (第四条第三項第二号イからチまでに掲げる者 ただし、農地中間管理機構が農地中間管理 (開発して農用 農業生産法人の 権の 元地とす 組合 設

> ば 農用地 ならない。 利用集積計画は、 次に掲げる要件に該当するものでなけ

ħ

ħ

3

[略]

株主 0 る。) が当該農地所有適格法人に前項第二号に規定する土地につ 定又は移転を受けるとき、 設定を受ける場合、同法第十一条の五十第一項第一号に掲げる場 合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によつて利用権 農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同 と。ただし、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は第七条第 合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の る者にあつては、 て、 号に掲げる事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、 他政令で定める場合にあつては、 て利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合そ 前項第一 次に掲げる要件 (農地法第二 号に規定する者が、利用権の設定等を受けた後にお イに掲げる要件)の全てを備えることとなるこ 一条第三 (農地所有適格法人及び同 |項第二号イからチまでに掲げる者に限 農地所有適格法人の組合員、社員又は この限りでない。 項第六号に規定す $\overline{\mathcal{O}}$

イ を行うと認められること 用地を含む。 ることが 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 適当な土地 の全てを效率的に利用して耕作又は養畜の を開 発し た場 一合に お けるそ (開発して農用地とす \mathcal{O} 開 発後の農 事

口 耕 作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認め 0

削

る

4 • 5 三

下略

[削る]

[略]

られること。

[削る]

合にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 前項第一号に規定する者が同項第六号に規定する者である場

担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれるこ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分

以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事す いう。第二十条の二第一項第三号において同じ。)のうち一人 員等(農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等を その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役

兀 [略]

ると認められること。

 $\frac{4}{5}$ 下略

(農用地利用集積計画の取消し等)

第二十条の二 きは、 必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 第十八条第二項第六号に規定する者に対し、 めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定 同意市町村の長は、次の各号のいずれかに該当すると 相当の期限を定めて、

周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用 0 確保に支障が生じているとき。 その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、

三 その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員

等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事

していないと認めるとき。

2

らない。

| 文は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければな会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権

又は使用貸借の解除をしないとき。

一 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定一 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定

5 同意市町村の農業委員会は、第十八条第二項第六号に規定する条しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。 4 前項の規定による公告があつたときは、第二項の規定による取消

(不確 知共有者の探索の要請

第二十一条の二 知することができないもの(以下「共有者不明農用地等」という。) があるときは、農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等につい 定する土地であつてその二分の一以上の共有持分を有する者を確 項 + 中 が二十年を超えない賃借権又は使用貸借による権利の設定を農地 て共有持分を有する者であつて確知することができないもの(以下 「不確知共有者」という。)の探索を行うよう要請することができ 第二号に規定する土地のうちに、同条第三項第三号ただし書に規 間管理機構が受けることを内容とするものに限る。次条及び第二 一条の四において同じ。)を定める場合において、第十八条第二 同意市町村の長は、農用地利用集積計画 (存続期間

2 略

る。

農用地利用規 程

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の十第 項第 一号の事業を

> 利用権の 認めるときは その農用地 件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は第一 規定による農用地利用集積計画の 設定等 の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとす |該農用 地 所有者に対し 取消しがあつた場合におい 当該農用地に 項

る。

(不確知共有者の探索の要請

第二十一条の二 る。 があるときは、農業委員会に対し、 知することができないもの(以下「共有者不明農用地等」という。 定する土地であつてその二分の一以上の共有持分を有する者を確 項第二号に規定する土地のうちに、同条第三項第四号ただし書に規 十一条の四において同じ。)を定める場合において、第十八条第1 中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。次条及び第一 が二十年を超えない賃借権又は使用貸借による権利の設定を農地 て共有持分を有する者であつて確知することができないもの 「不確知共有者」という。)の探索を行うよう要請することができ 同意市町村の長は、農用地利用集積計画 当該共有者不明農用地等につい (存続期) (以下

2 略

(農用地 利用規程

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の十第一 項第 一号の事業

間

内 用 の二以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利 口 は 行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従つた定款又 とができる。 提出して、 改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村 の農用地につき第十八条第三項第三号の権利を有する者の三分 規約を有しているものに限る。 に規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該 | 当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けるこ)であつて、 第六条第二項第五号 地区

(農用 地利用規程の特例

第二十三条の二

2 3 略 略

4

か、 をしてはならない。 用 申請に係る農用地利用規程が同条第三項各号に掲げる要件の 焼程について前条第一 同意市町村は、第一 次に掲げる要件に該当するときでなければ、 項に規定する事項が定められている農用 項の認定の申請があつた場合において、そ 同条第一項の認定 地 ほ 利

という。 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき第十八条第 項 第 三号)の三分の二以上の同意が得られていること。 の権利を有する者 (以下この 条において 「所有者等」

5 10 略 略

> とができる。 に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けるこ 用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町 の二以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地 内の農用地につき第十八条第三 は規約を有しているものに限る。)であつて、第六条第二 行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従つた定款又 口 に規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区 |項第四号の権利を有する者の 一項第五号 三分 利

2 10 略

第 一十三条の二 略

(農用地利用規程の特例

2 • 略

4 か、 をしてはならない。 \mathcal{O} 用規程について前条第 申 同意市町村は、 次に掲げる要件に該当するときでなければ、同条第一項の認定 請に係る農用地利用規程が同条第三項各号に掲げる要件の 第一項に規定する事項が定められている農用地 一項の認定の申請があつた場合において、

三項 という。 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき第十八条第 第四号の権利を有する者 の三分の二以上の同意が得られていること。 (以下この 条において 「所有者等」

下略

5 \ 10 略

- 45 -